

令和3年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和3年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和3年9月17日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和3年9月17日	11時9分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	欠	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	2番	西田辰実	3番	松崎近	6番	竹下泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	農林水産課長	川島安人		
	副町長	每原哲也	税務課長	安西勉		
	教育長	松尾雅晴	建設課長	浦川豊喜		
	総務課長	田中照海	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	西村芳幸	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	津岡徳康	社会教育課長	萩原昭彦		
	健康増進課長	野田初美	太良病院事務長	井田光寛		
	環境水道課長	川崎和久	財政課財政係長	江口薫		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年9月17日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第2号 令和2年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第47号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第48号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 太良町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 決算審査特別委員長の報告
- 議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和2年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和2年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 議案第57号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第58号 令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第59号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第60号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第61号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第62号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 閉会中の付託事件について

追加日程第1 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について

追加日程第2 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第2号 令和2年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第2号を終わります。

日程第2 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第47号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

7ページの保健衛生費の予防費についてお尋ねしますけれども、393万1,000円ほど時間外勤務手当の補正がっております。この支給された職員数と延べ人数をお願いしたいというふうに思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

これに関しましては、7月末までに65歳以上の高齢者の方たちのコロナウイルス感染症のワクチン接種を完了させないといけないということで、急遽国のほうから追加で交付されたものでございます。職員が今健康増進課は10名以上ございますけれども、主にワクチン接種を担当している職員が現在8名登録しております。その8名中、1日4時間程度、労働基準

法の範囲内で計算をいたしまして、この金額になっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

議案第57号の第6号との関係ですけれども、第6号に同じく保健衛生費の予防費の中で642万1,000円ほど補正がされてます。同じ保健衛生費の予防費が第5号にも補正があつて、第6号にも補正があるんですよ。これについては、9月議会で出す補正予算ですので一本にしたほうが分かりやすいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

先月一度御承認いただいた分と、あと10月以降の予算につきましては、実は繰越しで予算を組んでた、この393万1,000円につきましても9月末日までの予算の使用ということで、その後の予算につきましては10月以降の予算ということで、そういった制限がございましたのであえて分かれて予算を計上しております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町長の説明の中でも9月までの経費については繰越明許費で行うという説明がありましたけれども、私は同じ9月の議会にかける補正ならばどちらかに一本化にして、例えば議案第57号で一本化するとかしたほうが分かりやすいんじゃないだろうかというふうに思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

実は、予算を計上するまでは9月までしか使えないということで、10月以降は改めて一般財源のほうで予算化をしないとイケないということで、それでやむを得ず分かれて予算を計上しておりますけれども、その後、予算計上をして補正を作りました後に国のほうから10月以降でも使っていいというような指示がまたございましたので、今後はまとめた予算の使い道になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

副町長にお尋ねします。

先日の決算委員会で時間外について私が質問したとの再確認ですけど、コロナに対する時間外は緊急ということで、災害等と同じ扱いで天井なしということの答弁をされましたけど、そういう扱いになるのかどうか。それと、その中で、職員は先ほど課長からの説明で8名の方が主にされておられるということでありましたけど、その8名の方、ほかの職員さんたちも協力はされると思いますけど、自分の健康等は無視して奉仕をなささいという答弁だった

と私は記憶しております。そこら辺の確認をしたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

最初の天井なしという御発言でしたけれども、それについては、大規模災害とかそういう場合にはいわゆる天井がないような形で残業をせんといかんという形になっております。その場合に職員の健康が問題になると思っておりますけれども、それは幾ら天井がないといってもちゃんと差配はしなければならないという認識でございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

労使の協定もないということであって、言われたとおり天井なしでやられる場合、先ほどの竹下議員の答弁で1人当たりどのくらいしとるか、実際のところ、標準の45時間は、この1名の方はもう80時間平均で5か月されととですよ。コロナが終息してしまったらいいですけど、そういう方が1年間を通してそのまま行かれましたら、規則の中に最高720時間ということもうたっておりますけど、そういうところは全く天井なしですので1,000時間を超えても仕事をしてもらいますと。この8名の方を見れば、アンバランスですもんね。だから、仕事の進捗にもよりましようけれども、そういうところは規則というか、決まりは無視して、幾ら天井なしでも1,000時間を超えてもさせるという考え方かどうかをお尋ねします。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃった件は、私はある特定の職員に無制限で終わるまでという考えは持ってはおりません。それは、ある特定の職員に偏らないように同じ仕事ができるような職員を何人かつくって、あまりにも多くなったらその代替えの職員というか、代替職員と交代させてでもその業務を継続していくと、そういう形を取らざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

○8番（江口孝二君）

総務課長にお尋ねしますが、時間外は各担当課長さんが把握されてしておられると思いますが、総括の課長としてそこら辺は十分に把握されておるのか、全てが各課にお任せなのか、そこら辺は総務課長としてどういうふうに対応されるのか、お尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど規則の話が出ましたけれど、そもそも規則の一番大前提として職員の健康・福祉を害さないように考慮しなければならないと、その上で勤務を命ずるということになってございます。それを踏まえた上で、1か月のうち45時間とか1年の360時間とか時間制限がございまして。先ほどの災害復旧事業でございますけど、副町長も答弁しましたとおり、私が最終

的には命令をいたします。命令権者は副町長、それから総務課長になっておりますけど、その前に担当課長が各職員の業務の負担を考慮しながら差配をするということで、課長の業務として捉えております。先ほどの災害復旧、コロナ対策も含めてですけど、命令をする上で、時間外勤務を超えたんだけど職員の健康の保持に最大限の配慮をしなければならないということであっておりますので、そこを踏まえながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第3 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第48号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第49号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第49号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 決算審査特別委員長の報告

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括して議題といたします。

本件は、9月6日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第50号から議案第56号までの7件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第50号から議案第54号までの一般会計並びに特別会計4件、議案第55号及び議案第56号の企業会計2件、合わせて7つの案件を9月13日から15日の3日間審査いたしました。

執行部から町長はじめ関係課職員の出席を求め、慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計4議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、報告がなされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によって成し遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

審査の過程において出されました主な意見としましては、まず後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計については、急速な高齢化と産業の低迷などで保険料収入を確保していかなければならないが、新型コロナウイルスの影響で特定健診の受診率が下がっており、病気の発見が遅れ、結果的に医療費アップとならないように、特定保健指導を積極的に進めていくことで町民の健康を維持し、医療費の抑制に努めていただきたい。

簡易水道特別会計及び水道事業会計については、現状の水道管の布設状況や状態を正確に把握できるような台帳整備を行い、有収率や給水戸数などを総合的に判断し、修繕地区の選定を行うなどして集中的に施設の整備を図りながら、中・長期的な運営計画の下、経営の効率化に努めていただきたい。

町立太良病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症の影響で、入院利用率や外来患者減少の影響で収益に大きな影響が出たが、国、県からのコロナ対策補助金により収益の確保がなされていた。今後、このような不測の事態にも対応できるような経営体力を持ち、地域医療を支える中核病院として、町民に愛される病院運営をお願いしたい。

続きまして、一般会計について主な意見を申し上げます。

1つ、ふるさと応援寄附金については、本町にとって貴重な自主財源である。前年度と比較して7,200万円の増と、引き続き伸びが見られました。国の基準なども厳しくなっているが、今後とも太良町をいかにしてPRしていけるかが重要と思われるので、さらなる広報活動を進めて、今後も引き続き寄附金の確保に努めていただくようお願いします。

1つ、職員の超過勤務について、令和2年度は7月豪雨災害や避難所対応、また新型コロナウイルス感染対策など大災害や非常事態が重なり、業務過多になっている状態であった。課内での業務調整はもちろんのこと、庁内協力体制の構築及び庁内組織体制の見直しなどについて検討し、職員の健康管理について配慮するようお願いしたい。

1つ、各種未収金については、徴収率は上がっているが、未収金の金額も増加している状況であり、公平性の観点から慎重な対応、徴収努力を図られたい。

その他、委員会中に出された意見については、関係各課において改善や検討などを行い、次年度はその諸問題が解決していることを切に希望します。

以上、審査過程において出された意見であります。

付託事件、議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和2年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和2年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上7つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長はお席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第6 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第57号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

補正予算書の21ページ、特産地づくり推進費のアボカド苗木の購入補助金の35万円のことについてお尋ねしますけれども、これは平成30年、1回目多分、補助をされたと思いますけど、そのときは70か80%ぐらいのびっくりするような補助率だったと思います。それで、今回の補助率は幾らなのか、それと苗木は何本されるのか、お尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

平成31年度事業で支援したアボカド苗の購入の実績を報告します。304本で、購入金額が156万3,126円で、支出が91万7,000円でした。割り戻しますと、実質59%程度の支援を行ったところでございます。受益農家関係者は11名でございました。

今回は、申請者が8名で、予算的には100本、約50%の補助率の35万円で支援をしたいというふうに予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

今のは31年やつけん、もちろん30年度も、多分前町長のときに執行されたもんだと記憶しております。そして、そのときは多分7割の補助ということの説明を受けました。今回5割。何で同じことに対して補助率が左右されるのか、明確な理由をお尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

一番当初支給した70%につきましては、前の岩島町長さんの肝煎りで、中山間地域で非常に遊休農地が増えていると、プラス従事者が減っている状況で、その解決策としてアボカドというのが選択肢の一つではないかというふうなことで判断されて、取りあえず推進をせんばということで70%の支援、最終的な精算では59%ぐらいの支援になったんですけど、そういうふうな形で決定をいたしました。

今回は、それから一応3年間ぐらい経過いたしまして、一番最初の栽培のリスクがあまり見えなかった時分からすると、大分中身が分かってきたと。なお、そして今回の申請につきましては、規模拡大というふうなことも考えて申請をされてございます。そういうことを勘案いたしまして、今回は50%の支援でいってもいいんじゃないかというふうな判断をさせていただいて、計上をさせていただいております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

到底この3回ぐらいの質問じゃ終わらん話ばってんが、今の理由は私は納得できません。ということは、これに限らず全ての分で補助がその都度その都度変更になるという前提です

よね。だから、悪く考えれば、町の言うことば聞いてくれる、何ばしてくれる人たちには上げましょうって、あんまり言うことば聞かん人にはちょこっと下げろて、そういうことが実質可能ですたい、これを認めたら。まだ2年、3年しかたつとらんでおって、やっぱり生産者、それを利用される方は補助率がなるだけ高いほうがよかはずですよ。

だから、前町長はそういう肝煎りでされたか知らんばってん、それは今の現町長にも踏襲されとるはずですよ。そこら辺を考えてみても、このアボカドだけに限らんとですよ。だから、その都度その都度の理由で補助率をごとって減らす、上げる、そういうことが実際行われているのであれば、到底このものに対しては賛成できかねます。もう3回ですから、これ以上は言いませんけど。こういうことを提出されたら、全体的には賛成ですけど、この一つが入っているだけでも賛成はできませんので、その分は私の意見として言わせてもらいますので。

○町長（永淵孝幸君）

議員が言われるのは分かりますけれども、今まで過去に苗木に2回助成というのは聞いておりません。ですから、前回やって、例えば反当たり何本要るのか、私もそういった内容を具体的に分かっておりません。反当収益はどのくらい上がるのか、どのくらいの収益があるのかと。しかし、この前の新聞を見たら1個1,300円と、こがん高つかとばいねというような思いで。正直言って私も、いろいろ言えば差し障りがあるかも分かりませんが、現物も見てもおりません。ですから、もう少しミカンに代わるような、本当にアボカドを太良町の一つの産物として上げていくと。そして、今11名とかという話になっておりましたけれども、もっと増えていくと、面積も増えると、そういう若者あたりも我々もやりたいというようなことでどんどん出てくれば、また考えてもいいんじゃないかという思いをいたしております。

しかし、前回7割でして、要綱は70%以内となっております。そういったことで、7割でしとるけんが、ずっと全てが7割じゃないと。そこは、そのときの状況を見ながら決めていって私はいいと思います。ですから、本当に若い人でこれをミカンに代わってやろうというやる気のある人が出てくれば、それはその方たちのグループとかが出てくれば支援してもいいと思っておりますけれども、今のこの50%というのは、私が正直言って決めました。70%だから、今まで過去にこういったことを何回もやったことがあるのかと、ないと。過去に何かキウイフルーツの受粉するための何かを助成したいきさつがあると。私は、やはり太良はまずはミカンですので、ミカンは今にじゅうまるという品種も出てきました。そうしたところもまだ関係者から何もないですけれども、高畝栽培で根域制限あたりでやりたいと。そこには助成をしておりますけれども、苗木もかなりかかるとかになってくれば、そういったときはまたアボカドに似たような形で検討せないかんでしょうけど、70%だから70じゃなくて、そのときの状況に応じながら補助率は決めていただきたいと思います。高いのが一番いいというのは分かっておりますけれども、そういった考え方で今回決めました。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今の町長の答弁で、ある程度趣旨は分かりました。

私が言いたいのは、太良町の町民さん全ての人に何につけてもかんにつけても平等に、例えばの例を挙げますと町長も御存じですけど、私は今回の8月の災害で、あるところには物すごく支援をして713万6,000円という金額が出ております。そして、ほかの小さいところは、まだ何も手も打ってなか。同じ状況で被害に遭って、ここには物すごく手厚くする、ここにはしない、一緒のことですたい。アボカドには手厚くする。するのであれば、小さかろうが太かろうが公平に。補助にしてもなるだけ、町長が言われるように、受ける人は多いほうにこしたことはなかつですよ。だから、これが将来性があるとかなんとかという理由がびしゃっと見えたらまた別かもしれませんが、そういう面について特定の扱いはしてもらわないで、町民さん全ての人に公平な扱いをしてもらえればということで私はお願いしたいと思えます。

もう答弁は要りませんが、そういう気持ちで皆さんがやってもらえればこれ以上は言うことはありませんので、そこら辺を考えていただいて、今後の業務に当たってほしいと思えます。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

答弁は要りませんということですがけれども、私は町民さんには全て平等にというふうな思いの中で取り組んでおります。ただ、金額が例えば700万円というところは、林道があって、家に行く道路があつて、大規模な土砂滑りです。だから、それを除去するのに700万円かかった。しかし、家の裏は、例えばそう大きいほうじゃなかったというふうなことがあつても、昨年かから重機借り上げ等の助成をしております。だから、金額は大小あると思えます。しかし、やり方としては、そういう困つたところには重機借り上げをして、土砂を除去するとか、そういうこともやっておるつもりです。

ですから、いろいろ平等にじゃないというふうに聞こえたもんですから今お話ししてるわけですけど、私は常に平等にやっているつもりです。そういったことでよろしくお願ひします。

○8番（江口孝二君）

町長の気持ちははっきり分かります。でも、今713万6,000円の件を言われましたけど、私は現場に4回行きました。だから、状況もある程度把握しとります。でも、重機借り上げを見てもみますと、はっきり言わせてもらえば現場に全然合つてない状況です。証拠はありません、日報で上がるはずですから。だから、そこら辺はそれだけの規模で何万立米というが出とるけん、何回行かれたか知りませんが、工事前と工事後の写真しかないかもしれませんが

ど。だから、部分的にここで言う気はないですけど、今町長が言われたけん、私はあえて現場も確認して、どういう状況で、どがんなとったとは、町長以上に私は知っているつもりであります。まして、町長の指示にも従わんで、結果として日数も3倍も4倍もかかったごた状況でしょうが。だから、そこら辺も含めて私は言いました。

だから、私が平等にというとは、町長が一生懸命町民さんのためにいろんなところでしてもらってることを私は十分分かっております。でも、あまりにも職員さんの言うことをそのまま信用するんじゃないくて、そこら辺は周りの意見も聞いてしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

議員が言われるのも分かるわけですよ。しかし、700万円かかったあそこは、議員は何回も行かれてるといふうなことで御存じであると思えますけれども、本来は林道だから、止めるんですよ。止めて、工事にしっかり入って、災害でできる分とかできない分とかを検討していきます。しかし、そこには畜産農家がたまたまあります。ですから、その方の牛とかなんかの餌を運ぶとか、これは人間と一緒にですよ、生き物ですから。そういった形で大規模な土砂滑りをしているという報告を写真で受けまして、じゃあすぐよけてやれと。そしてまた、ほかの方もそこを利用して餌とかなんかを運ばれているというようなことだったもんですから。二次災害の心配もありました。実際取って、後で通らせよって、がさつとしたときはどがんするかなと、そういう心配もありました。しかし、それを言ってもあれだから、本人さんたちに注意して通ってもらうようにというふうなことで、除去しました。

そういったことで、職員からも大きな事業については報告を受けております。一部始終じゃないかもしれませんが、その都度私も指示はしているつもりです。ですから、そこに町民さんに不公平になるような形での指示はしてないつもりです。ここにしたときは、こっちにも同じような状況があれば、してやらんばいかんやろうもんと。金は幾らにしても、してやらんばいかんやろうもんというふうな思いでしておりますので、そこら辺は御理解をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（田川 浩君）

補正予算書の17ページ、企画財政管理費の移住定住促進事業補助金ということで250万円の補正が上がっておりますけど、この移住定住促進事業補助金といいますのは、空き家バンクの登録された家屋に対しての補助になると思うんですけど、令和元年度には実績としましては10件の525万円、昨年度、令和2年度は10件の274万円という実績がございます。

それで、まずお聞きしたいのは、空き家バンク自体はどういった契約とか取引の実績があ

ってるのか。賃貸とか売買とかあると思いますけど、昨年と今年度途中でですけど、まずはその実績を教えてくださいませんか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

移住定住促進補助金の取引状況ということ、空き家バンクの取引状況ですか、登録状況。すいません、ちょっと反問をお願いします。

○議長（坂口久信君）

田川君、もう一遍、質問してください。

○7番（田川 浩君）

この移住定住促進事業補助金というのは、空き家バンクに登録していた人が、例えば借りる人とか借りた人が、ここを直した、あそこを直したと言っている改修費とか解体とか、そういったものに対する補助金じゃないですか。だから、空き家バンク自体の取引、取引というか売ったとか借りたとかの件数、そればちょっと知りたかったとですけど。分かる。

○議長（坂口久信君）

空き家バンクで買ったりとかいろいろ。

○7番（田川 浩君）

賃貸とか売買であるでしょう。その件数ですよ。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

おっしゃられてるのは結局移住・定住の補助金の取引になると思いますので、そちらの数字で本年の状況を報告させていただきます。

今現在、賃貸での契約が2件あっております。1件が町内の方、もう一件が町外の方でございます。正式な契約に至ってるのは、その2件でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

次は、この補助金の具体的な内訳について聞きますけど、例えば貸すために改修するとか借りた人が改修するとか、上限はいろいろですね、100万円とか50万円とかありますけど、その内訳は今年度はこれまでどうなっているのか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今現在、この補助金を支出している分が4件でございます。もう契約までおおむね済んでいる分が2件ございますので、その6件の分で申し上げますと、家財処分、上限10万円になりますけど、そちらのほうは2件でございます。それと、所有者等の改修、貸主の改修、こちらのほうは2分の1補助、上限50万円になりますけど、1件でございます。それと、利用

者改修、借主のほうの改修ですけど、そちらのほうは3分の2補助の上限100万円、こちらのほうは2件でございます。あと一件、仲介手数料、5万円上限ですけど、こちらのほうが1件、合計6件でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今6件の実績が今年度に入っているということでしたけれど、今年度予算が450万円ついていて、まだ補助されるということで700万円ほどになるかと思えますけれど、本年度のこれまでに幾ら執行されて、当初見込みを上回るということですけど、どのぐらい上回る予想なのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

先ほど申し上げた6件分で約240万円になります。今現在、相談、契約に向けて動いている物件数で2件の205万円でございます。この分でおおむね既決予算の450万円がなくなってしまうということで、それ以外、今相談中の分もございまして相談を受けている分の5件、おおむね250万円ですけど、その分を今回補正予算で計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

17ページの総務費、行政手続等における押印等の見直し支援業務委託料ということで270万円程度計上されてますけども、こちらの内容について教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

277万2,000円の補正でございます。国の規制改革関連会議におきまして、地方においても行政のオンラインを進めるという意味で、書面規制、押印、対面規制の見直しということで、太良町においてもその分について、具体的に言えば町民さんが窓口に来られたときの申請書等々について、できるだけ押印を廃止できるものを抽出して、そういう手続の町民さんの利便性を図るという意味での見直し作業を行う予定でございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

町民さんからの申請書に判こが不要になる書類が出てくるという理解をしてるんですけども、例えば役場内の文書について、判こ等、そういったものを廃止する、またはそういった予定はあるのか、その辺を教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

将来的にはオンライン手続というのに向けて、町の書面についても省略等々、削除といいますか、縮小できるものがあると、そういう見直しを行うための委託でございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

今後デジタル庁とか国のほうもできて、まず手続がオンライン化されていくという流れの一部ということで理解はしました。以前一般質問の中で、役場の中での業務効率化、電子化、ITの技術の活用というところで質問をさせていただいたんですけども、そのときに副町長が稟議のデジタル化、電子化について私がやりますというのを宣言をされていたかと思うんですけども、その進捗と、本当にどこまで進んでるのかなというのが気になっていて、そこを教えてください。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

確かに以前、いつ言ったか記憶にないですが、申し上げましたというのは記憶しています。あれは、私の個人的意見を述べたので、私個人としてはそういうのをやってみたいということと言ったんですけども、その後、実際県内の実態を調べてみたんですけども、ほとんどやってるところがないということで。現在デジタル庁関係を今国が作りましたけれども、そこからどういう流れで各末端の市町までやってくるのか。その委員長みたいなをつくるなら私にしろということで町長がおっしゃってるんですけど、希望はもし早くやってるところがあって電子決裁ができるならばやりたかったんですけど、ほとんど県内もやってないというようなことでしたので、全然進んでないというのが実情でございます。今後デジタル庁関係でどういうふうになるかというのを考えていきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

22ページに地域経済循環創造事業補助金5,000万円という補正も載ってますけど、このほかに今町長が町民さんに対していろんなことをしてくれたり、旅館業者さんに対してもいろんな補助をしてもらってるんですけど、ここまでのいろんなことをしよって、私も鹿島のほうとか白石のほうとかに知り合いがおって行くんですけど、太良町の人はこんだけ町長がいろいろしてくれてるのにもうちょっとPRをしながらやったらどうかというふうなことを言われてるんですけど、はっきり言えば、もうちょっとPRして太良町を盛り上げて太良町のほうに人を巻き込むといいますか、そういうふうなことをしてもいいんじゃないかというふうなことを言われてるんですけど、そこら辺に対して担当課はどうでしょうか。企画のほうに

お願いしたいんですが。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えいたします。

まちづくりの観点からも、交流人口の拡大を図る観点からも、町の情報を対外的に流していくということは非常に大事なことだと考えております。今回の事業についても総務省の事業ということで、私のほうでも初めての取組でしたのでホームページ等では今のところ掲載していない状況でございますけど、今後町内の事業者でこういった取組があればぜひ取り組みたいという方もおられると思いますので、ホームページ等でも積極的にPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

次、町長にお願いしたいんですけど、せっかく岩島町政を引き継いで、今2年半ぐらいたってるんですけど、こんだけの事業をいろいろ行ってもらって町民の方も非常に喜んでるんですけど、少しでも町外からこっちのほうに移住してもらったりとか、先ほど田川議員も話してたんですけど、移住・定住に対してもこっだけ補助金を出したりとかいろいろしてもらってる部分をもうちょっと上手にPRしながらやっていただければ、少しでも1人でも2人でも町外からこっちに移住をしてくれるんじゃないかというふうに思ってますけど、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えします。

まず、こういった大型事業をしていただく企業を呼ぶとき、どれだけ町が支援できるかと。例えば、うちの場合は企業を呼ぶにしてもまず工場団地がありません。ですから、今の素の状態の土地を見せて、どこかが手ば挙げて来てくれるということであれば、後は造成とか固定資産税の免除とかいろいろな条件を出して呼び込む方法はあるでしょう。しかし、今のところうちでそういった状況にあるところは、今ミカン畑は荒れておりますけれども、そういったところで本当に工場団地として造成して大丈夫かなと、こういう集中豪雨があつて崩れたりなんたりしる中で。

ですから、まずそういったところは無理だろうと私は思って、働くのは町外でも住むのは太良町だというふうなことで、太良町に住んでもらえばと思う中で、前に議員さん方からも住宅の話もありました。そういったことで、町で住宅を整備する箱物を持っていけば、将来的には維持管理していく上でかなりの経費が要ると。じゃあ、太良町に住宅を建設して住む場所を造ってもらう方がいればその方に助成をしていいんじゃないかという思いの中で、一つ手を挙げていただきましたので、しております。今回もまた6軒新たに造ると言われておりますので、まだ需要はあるという思いの中で、助成をするようにいたしております。

ですから、こういったところのPRというのは、我々もホームページとか何かでいろいろ載せながらやっておりますけど、うちではぎゃんとぼしよっけん、来てくれんね、来てくれんねと言ったっちゃ、もう恐らく情報は流れとつとですよ、マスコミからも。しかし、太良町で本当にそれだけ造って大丈夫かなと。私もただ単に助成するだけではおりません。造ってもらえば、固定資産税が入り、そこに住む人から税金が入り、いろいろなところでプラスになります。ですから、単純に丸々補助を丸投げしたような形じゃないわけですね。後は、補助しても取るというふうなことまで考えた上で、補助等も算定しながらやりよるわけですよ。

ですから、そういったいろいろな事業、子育て支援にしても太良町はいろいろな子育て支援、そして今回の町内で使える地域共通商品券あたりも、本当によその市町の人からは、太良町はようしてもらいよるねと、ようしよるねというお話も聞きます。しかし、住むところがなかったりで、太良町に住みたいという方もおられるという話も聞きますけれども、今どきの若い人には、今どきというのは失礼ですけど、今の若者たちには空き家があっけて言うたけて、よほど何かない限り、空き家を利用しては来てもらえない。だから、ああいった若者向けの住宅を造ってもらえば太良町に来てもらえるんじゃないかという思いの中でしてるわけですよ。

ですから、PRというのが本当に難しいところですね。マスコミあたりがうまく取り上げてくれればいいんですけど、今新聞社も来ておりませんが、以前一般質問をしなかったことに対していろいろ言われて、私も新聞社にちょっと文句を言いました。それから、知らんばってん、いっちょん来てくれんとですよ。そういったこともあっておりますので、うまくマスコミ等を利用しながらPRはしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

15ページの町債についてお尋ねしたいというふうに思います。

15ページの町債については、臨時財政対策債と緊急防災・減災事業債が補正に上がってますけれども、緊急防災・減災事業債の補正について伺いたいというふうに思います。

これについては、一応防災行政無線の整備ということで1億5,980万円ほど補正が上がっております。この内容につきましては、7ページに変更の理由が書いてありますけれども、町債でしてはありますが、これを基金で充てたらどうかというふうに思います。

というのは、基金の金額をみますと、平成31年度から令和2年度の末、令和3年度の初めということになりますけれども、これについて2億円ほどの増額になっております。それと、ふるさと応援寄附金の基金については15億2,400万円ほどあります。地方債ではなく

て、こういう基金を使ってやったほうが効率的といいますか、利率も払わんでいいと思えますけれども、基金も結構あるというようなことですので、そういうところはできなかったのかどうかを伺いたいというふうに思います。

○財政課財政係長（江口 薫君）

お答えいたします。

1点目の臨時財政対策債、それから緊急防災・減災事業債、それを借りずに、今ある基金等を活用したほうがいいんじゃないかという御意見だと思います。

臨時財政対策債につきましては、いわゆる普通交付税の国のほうの財源がない場合に、それを市町村で借りるという性質のものでございますけれども、この分については来年度以降の交付税で全額交付税措置をされますので、実質町の負担はないということになりますので、当然有利ですので、この臨時財政対策債はもちろん借りなければならないということになります。

もう一点の緊急防災・減災事業債、これにつきましては今回防災行政無線の整備に充てるということで、今回補正後で1億7,000万円、2年継続の事業のうちの今年度1億7,000万円を充てておりますけれども、この部分につきましては、これも来年度以降、元利償還金、借りた元金と利息の70%、実質7割補助みたいな形で今年度以降太良町のほうに措置をされますので、これについても当然基金を活用せずに、有利なこの起債を借りてるといっていただけます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、返済額がそれだけ減額されるということによろしいんですね。

○財政課財政係長（江口 薫君）

お答えをいたします。

実質3割でいいということになります。当然予算的には借りる分を計上しますが、それに見合う歳入が入ってくるということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、令和4年度が2億5,800万円ほど防災行政無線の計画がされておりますけれども、これについても一応町債のほうでやっていくというような方針と考えてよろしいですかね。

○財政課財政係長（江口 薫君）

お答えいたします。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

29ページのほうに今お話ししている防災行政無線整備の、これは継続費になりますけれど

も、3年度、4年度ということで2年合計で4億3,000万円と。現在の予算として、この地方債のところですけども、3年度が1億7,000万円、4年度が2億5,000万円、合計の4億2,000万円をこの起債で借りるということで、現段階では予算を計上をさせてもらっております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

その防災行政無線の整備事業についてですけど、全協のほうで概要のほうは説明してもらいましたので、今回まず概要としましては、親機、庁舎にある機械をまず一式替えるということと、遠隔の制御装置が1つ入ると。あと、再送信の子局を1つから、今日ノ辻にあるそうですけど、それを3つにすると。それで、屋外の拡声の子局、これは各行政区にあると思いますけど、ないところもありますけど、それを36から35にすると。あとは、戸別受信機を全世帯約3,000台を設置して、あと防災のアプリを充実するというでございましてけど、今回業者の選定方式に当たりましては、一般的な入札方式ではなくて、プロポーザル方式ということで聞いております。このプロポーザル方式といいますのは、価格だけじゃなくて、その内容を競わせて、その業者を選定するというでしたけれど、説明によりますと、今回は株式会社日立国際電気さんが優先交渉権者ということで選定されたと思いますけれど、当該事業者を選定された理由、どういった面で優れていたのか、まずそこをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

町から要求水準はこれだけですよということで各事業者に要求水準書というものを出示しまして、それについて事業者さんから企画提案をしていただいて、選定業者の日立国際さんでございまして、ポイント的に優れてる点でいいますと、戸別受信機について、軽量で持ち運びしやすいということで提案されていたと。それから、録音機能があるというのも提案されていたということ。それと、ほかの業者さんも全てほとんど一緒だったんですけども、ウェブサイトをもとめて一括画面でモニターに表示できる機能とかありました。それから、優位なところでいいますと、聴覚障害者に対応できる文字表示における戸別受信機があるということ、それともう一つはトータルの事業費が一番安価であったということ、以上でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

様々な優れた点があるということで、了解いたしました。

それで、先ほど申しました親機かれこれ、子機、子局、変更があったと思います。分からないところがあったのでお聞きしますが、再送信子局、これは今は日ノ辻に1か所あって、

これが3か所になると。これと、屋外の拡声の子局、これが36から35になると。ここの変更点がどこの地区がどうなるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

現有の再送信子局、日ノ辻局というのが1つございますけど、今回の電波伝搬調査を行って、より聞こえやすいという、そういう判断の下に再送信子局を3局になさっております。追加されたところが、大川内局、それとそれまで屋外拡声子局であった中尾局というのがあるんですが、それを再送信子局へするというので、再送信については1が3という数字、それと屋外拡声子局については、現在36の局が、先ほど申しました中尾局が再送信のほうに格上げになりましたので、1つ減って35ということでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

了解しました。

それで、今回の事業は2か年計画ということで、3,000台の戸別受信機を設置されるということになると思いますけれど、2か年での設置の順番、現在実際戸別受信機がある地区もあると思うんですけれど、どういった順番で戸別受信機を配置する予定なのか、その理由と順番が決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

その順番につきまして、いわゆるどこから始めるかというのにつきましては、現在はまだ決まっていないと聞いております。3,000台という数字だけで今のところは把握しております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

21ページの農地費のため池の看板設置についてお尋ねします。

8か所の分は計上されていると思いますけど、私が記憶してる8か所の中に、釣りをやられるところがあります。だから、釣り禁止はその地区でしてあると思いますけど、それもお構いなしにされております。そういうところはどのような対応をされるのか。そして、これは個別名を挙げますと、杉谷地区は多分所有者が個人名義になっていると思いますけど、そこら辺の維持管理は今後どのようにしてされるのか、つけたらつけたでほったらかしなのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

ため池のところでの釣りということですけど、実際町内ため池の中で釣りをされていると

ころは何か所かあるとは聞いております。それで、各ため池には釣り禁止とかの看板を立ててあるところもあると思います。今回は防災ということで、危険だから立入りを禁止しますとか近寄らないでくださいとかというのが主ですけど、それとほかに釣り禁止とかの看板があれば、またそれは検討したいと思っております。

それと、杉谷については、通常の維持管理は、どこのため池もですけど、生産組合とかそういうところで日常管理されてますので、そこで管理をしてもらいまして、この看板についてはうちのほうで管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私が聞いたかとは、看板は立てた、後はしなさいとか、ちょっと無責任なことだと思うんですよ。どのような看板がつけられるかは知りませんが、先ほどの釣りの話じゃないですけど、釣りをされる方は看板なんかは身軽な者は倒してでも行きたいね。実情を私は話をしております。だから、それを設置されて、どのような効果があって、どのような目的でされるのか。まずそこは明確に設置するときの要項といいますか、こういうことでこういうふうなものを設置します。だから、それについては町のほうで全て管理責任を持ちますということまでうたってもらわんと。実際所有者というか、その方たちとも協議はされているとは思いますが、今町内に何百か所というため池があります。だから、ため池の目的を果たしていない、もう木が倒れてしまってるごたっ状況のところも実際ありますから、そこら辺はきれいな目的を持って、こういうことということを説明してほしいと思っておりますけど、そこら辺はいかがですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の看板の設置ですけど、基本的には近年全国的にため池、農業ため池でなくても公園ため池とかいろんなところで子供が亡くなったりとか車が落ちたりとかそういうことが結構あっておりますので、今回国のほうから、うちのほうは農林関係ですけど、農業用ため池について危険防止のための周知の看板を立てるようにしています。この池が危険ですよとか、ここで遊んではいけませんよとかという目的で立てるようにしています。それと、その看板には今回作りました防災ため池のハザードマップ、それが見られるQRコードをつけて、それを見ればこのため池が決壊したときはこういう危険がありますよというところが見られるような看板を作ろうと思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今回のため池、8か所ということでここに上げておられますが、平均したら70万円ぐらいかかりますよね。だから、どういうふうな大きさの看板なのか、どういう意味のものを書か

れるのか。それと、昨日やったですか今日の新聞やったですか、ため池の埋め戻し等々もやるというふうな、どっかの地区のことを書いてあったんですが、うちの町の危険な箇所のため池はどれくらいあるのか、それを今後どのようにしていかれるのか、お伺いいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の看板につきましては、そういう危険防止ということですので、1つのため池に1枚から2枚、それが近づいたらすぐ分かるぐらいの大きさですので、特にまだどれくらい大きいかは決めてませんが、遠くから見ても分かる、例えば1メートルの1メートル50とかですよ、その辺は現場で見ながら決めていきたいと思っております。そして、金額については、うちもなかなか看板設置が初めてということもありまして、県のほうとかにお尋ねしまして、おおむね1か所50万円程度であるであろうと。それで、今回うちが8ため池に看板を設置して、大きいところには2枚とかをつけるということで、全部で11枚を考えております。それで、県ともお話ししまして、1か所が50万円ですので、掛けるの11で550万円事業費的には計上しているところでございます。

それと、現在うちのほうでため池の農業用として把握しているのが30か所ございます。そのうち今回つけるのは防災重点ため池ということで8か所ですけど、実際10か所ありまして、そのうち、言われるように使われていないとかもう老朽化しているところが2か所ございます。その分については、地元のほうからももう使っていないので埋めるなり水がたまらないようにとかの対応をお願いしますということで、今後それについては一応堤防とかを取り崩して水がたまらないようにするとかの工法がありますので、その辺を県と協議しながら2か所分については対応を取っていききたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

あと、ため池の総数が30か所ぐらいあるというふうなお答えなんですが、去年、今年、線状降水帯等々で雨量が増えておりますよね。それで、今30か所ある中で、今日もこの辺あたりはそう雨は降っておりませんが、昨日あたりは宮崎あたりが大分降つるとというような報道がなされておりますが、そういうふうにはほかの分は耐え切れるため池ですかね。ため池自体が崩壊して崖崩れ等々を起こさないとも考えられるということで、その辺はいかがですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

ため池の状況ですけど、今年も県のため池サポートセンター、そういう方と一緒に地元の管理者と私、町と入って、現場の堤防の状況とかいろいろ確認はしております。その中で、2か所廃止するというところが少し危ないということになっておりますけど、ほかについて

は今のところは異常はないということで聞いております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほど防災無線のお話が出てたので、関連で質問をします。

防災行政無線の整備事業ということで、今回プロポーザル方式を採られて、業者から提案を受けられてるということなんですけども、プロポーザル方式をした結果、どの業者がどれぐらいの得点をしたか、どういったところを太良町としては評価をしたかというのは、結果をホームページで公開の予定はありますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

結果について公表したいと思います。

以上です。

○1番（山口一生君）

今回金額も大きくて、町の肝煎りということで、いろんな大きなITの企業さんが熱心に提案をしていただいたかと思えます。結果を公表をきちんとして、どういったところを評価したかというのを公にすることで、今後DXの推進とかそういったところも進めていかないといけないと思うので、なるべく透明性を高くしといたほうがいいかなと思います。

それに当たって、先ほど地域の振興、移住者の増加というのがありましたけども、嬉野市とかは旅館を使って企業の誘致をします。それで、市とか県が大きくバックアップをして、東京の企業を誘致したりとかリモートワーク、サテライトオフィスみたいなものを熱心に今取り組まれていますけれども、そういった嬉野市の動きを見て、太良町も旅館がたくさんありますけれども、そういったところで、やるかどうかは別としても研究をされたりとか、太良町だったらどういうふうにできるかというのを今研究されてたり、考えがあられたら教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御紹介のとおり、嬉野市さんにおいては、今年そのような取組をされているところでございます。本町におきましては、今のところまだそのような話を旅館組合さん等としたところではなく、今後の検討課題かなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第57号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第58号 令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第58号 令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第59号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第59号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第60号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第60号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第61号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第61号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第62号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

追加日程第2 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明をしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

これもちまして令和3年第4回太良町議会定例会第3回を閉会をいたします。

午前11時9分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近

署名議員 竹 下 泰 信